

岐阜県公報

目次

告示

知事指定薬物の指定

(薬務水道課)

ページ

号外(一) 令和二年八月二十六日

告示

岐阜県告示第三百二十六号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。)第九条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和二年八月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 知事指定薬物の名称

- 1 四 メチル ー フェニル ニ (ピロリジン ー イル) ペンタン ー オン
及びその塩類(通称 PiHP、 PHiP)
- 2 N ー (ニ) (フラン ニ イル) エチル「ピペリジン 四 イル」 N
フェニルプロパンアミド及びその塩類(通称 Furanylethylfenta
nyl、 FUEF)
- 3 ニ (ニ・五 ジメトキシ 四 メチルフェニル) ニ メトキシエタンアミン
及びその塩類(通称 BOD、 METHOXY 2C D)
- 4 N フェニル N ー (ニ フェニルエチル) ビペリジン 四 イル」ニ
メチルプロパンアミド及びその塩類(通称 Isobutyrylfentanyl
1)
- 5 ー (ニ) (シクロヘキシルメチル) ー H インドール ミ イル」(四 メトキ
シナフタレン ー イル)メタノン及びその塩類(通称 CHM O八)

二 指定の理由

条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれが

あると認められるため。
三 指定の効力が発生する日
令和二年八月二十七日

令和二年八月二十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社